

次世代育成支援に関する サービス・給付の現状(1)(現物給付)

参考資料

目 次

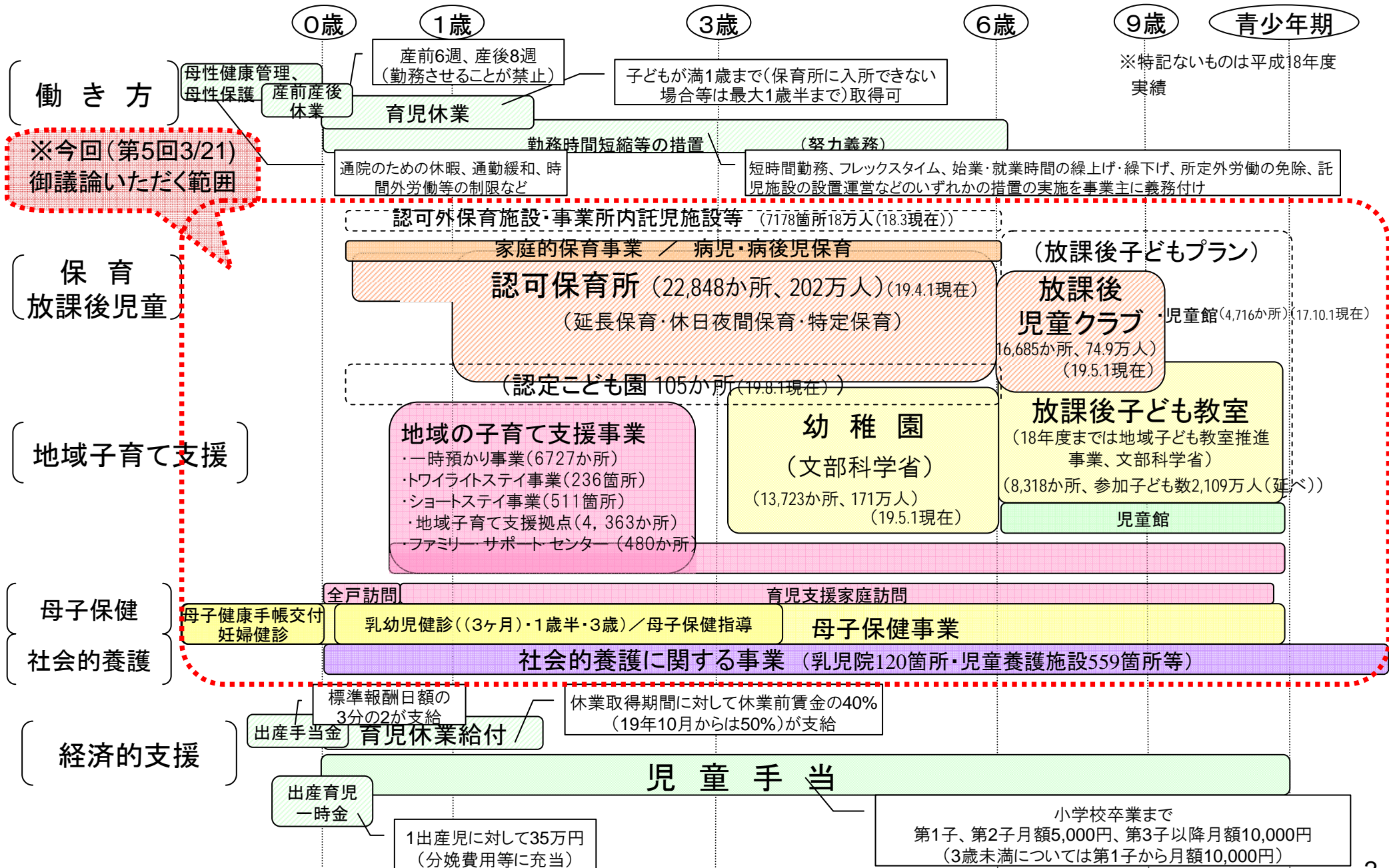
- 次世代育成支援に関する制度の現状(鳥瞰図)【P2】
 - 保育サービスの全体像(鳥瞰図)【P3】
 - 保育・放課後サービスの現状と潜在的ニーズとの差【P4】
 - 子育て支援関係事業の実施状況(現状と目標値)【P5】

 - 個別サービス関係資料
 - 《I 仕事と子育ての両立を支えるサービス・給付関係》
 - 保育所(認可保育所)関係資料
 - ・ 保育所の施設数(公私別)と利用児童数【P6】
 - ・ 待機児童に関する資料【P8・9】
 - ・ 保育所利用の仕組み【P12】
 - ・ 保育の質・保育士の処遇等に関する資料【P14～18】
 - その他の保育に関する資料
 - ・ 延長保育実施状況(都道府県別)【P19】
 - ・ 特定保育実施状況(都道府県別)【P21】
 - 放課後児童クラブに関する資料
 - ・ 待機児童に関する資料【P22】
 - ・ 放課後児童クラブの現状(規模・設置場所等)【P25】
 - 《II すべての子どもの健やかな育成を支える給付・社会基盤》
 - 妊婦健診(公費助成実施状況(都道府県別)【P27】)
 - 一時保育(一時預かり)(実施状況(都道府県別)【P28】)
 - 地域子育て支援拠点(都道府県別実施状況・運営事例等)【P29～31】
 - ファミリー・サポート・センター事業(実施状況(都道府県別))【P32】
- ・ 3歳未満児における保育サービス利用率(都道府県別)【P7】
 - ・ 「保育に欠ける」の判断基準に関する資料【P10・11】
 - ・ 費用徴収基準額【P13】

 - ・ 休日保育実施状況(都道府県別)【P20】

 - ・ サービス利用率・実施割合(都道府県別)【P23・24】
 - ・ 放課後児童クラブガイドライン【P26】

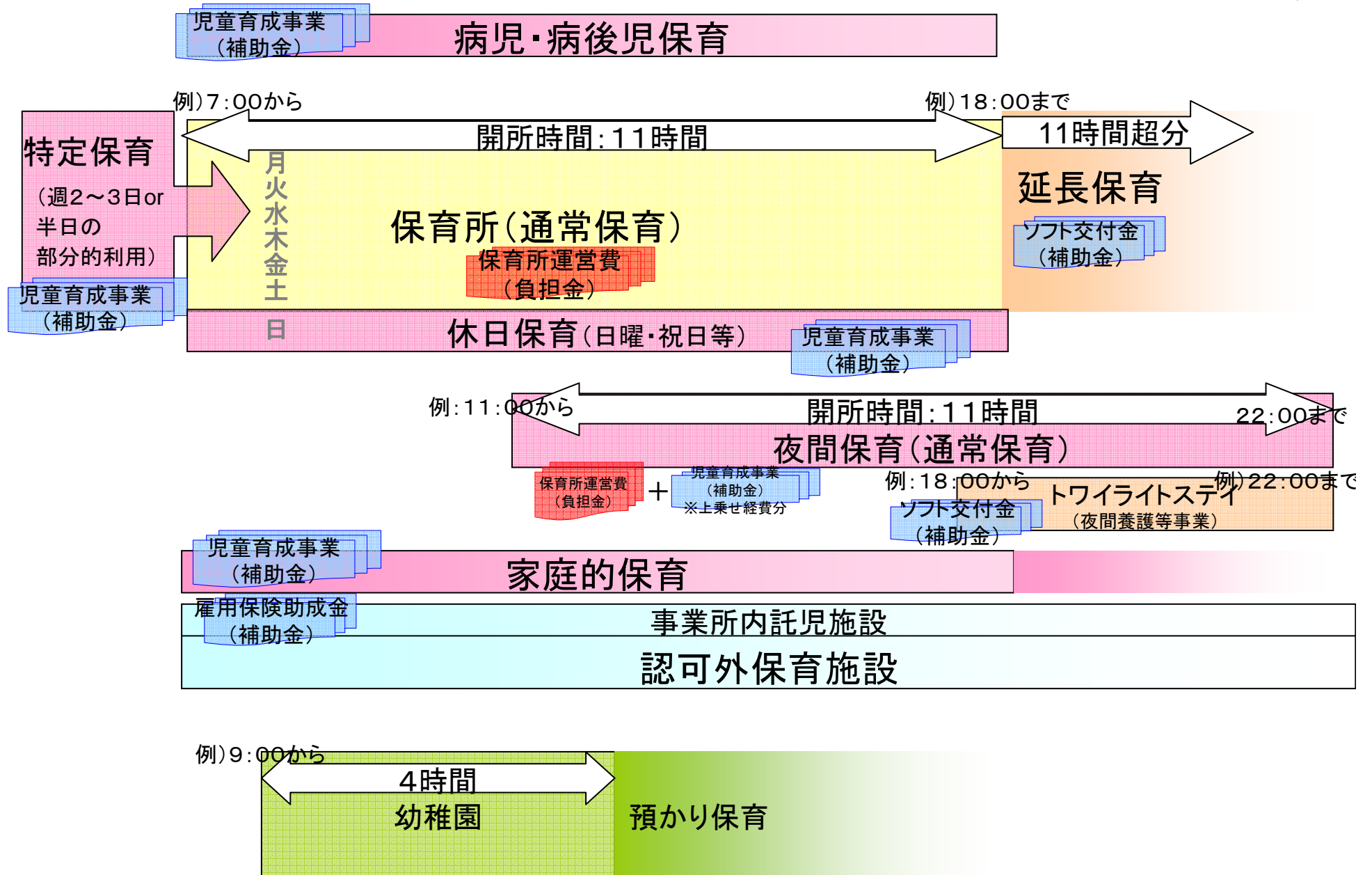
次世代育成支援に関する制度の現状



保育サービスの全体像

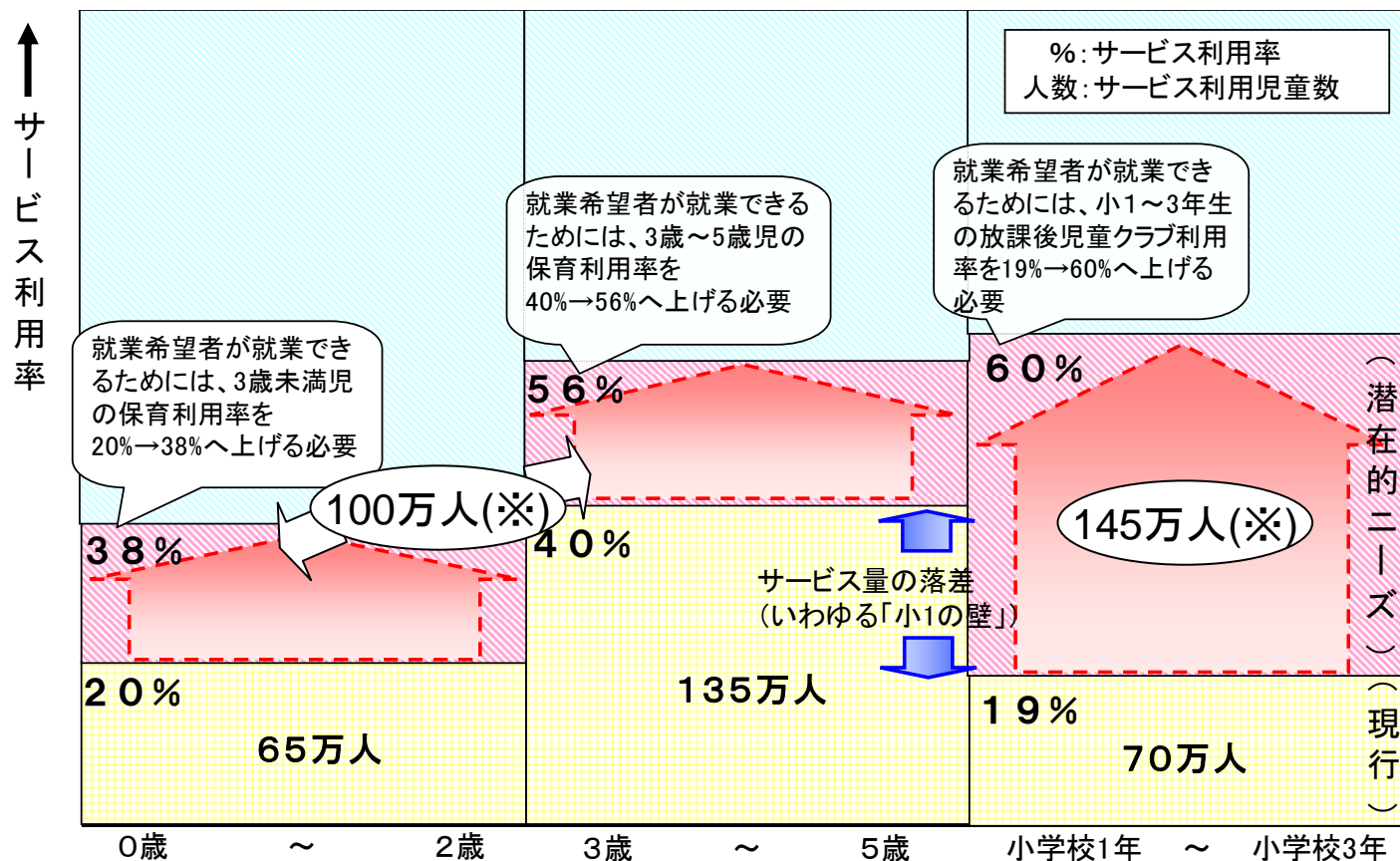
時間軸: (早朝)

(深夜) →



保育・放課後サービスの現状と潜在的ニーズとの差

- 我が国では、多くの女性が出産退職し、幼い末子を有する母の就業率は低く留まっているが、就業希望者は多い。
(0~3歳:就業率31%+就業希望者25%、4~6歳:就業率51%+就業希望者20%、7~9歳:就業率62%+就業希望者13%)
- 「新待機児童ゼロ作戦」では、これらの就業希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充の必要性を提示。



※潜在的ニーズの量は、現在の児童人口にサービス利用率を乗じたものであり、将来の児童数により変動があり得る。

(参考)

| 児童数 (2006年) | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 小1 | 小2 | 小3 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 108万人 | 105万人 | 109万人 | 112万人 | 115万人 | 117万人 | 118万人 | 118万人 | 119万人 |

【保育所、放課後児童クラブ単価(円)】

| 単価(事業費ベース・月額) | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 小1 | 小2 | 小3 |
|----------------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 171,250円 | 101,417円 | 101,417円 | 49,417円 | 42,417円 | 42,417円 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 |
| 単価(公費負担ベース・月額) | 136,833円 | 67,000円 | 67,000円 | 22,000円 | 17,250円 | 17,250円 | 5,000円 | 5,000円 | 5,000円 |

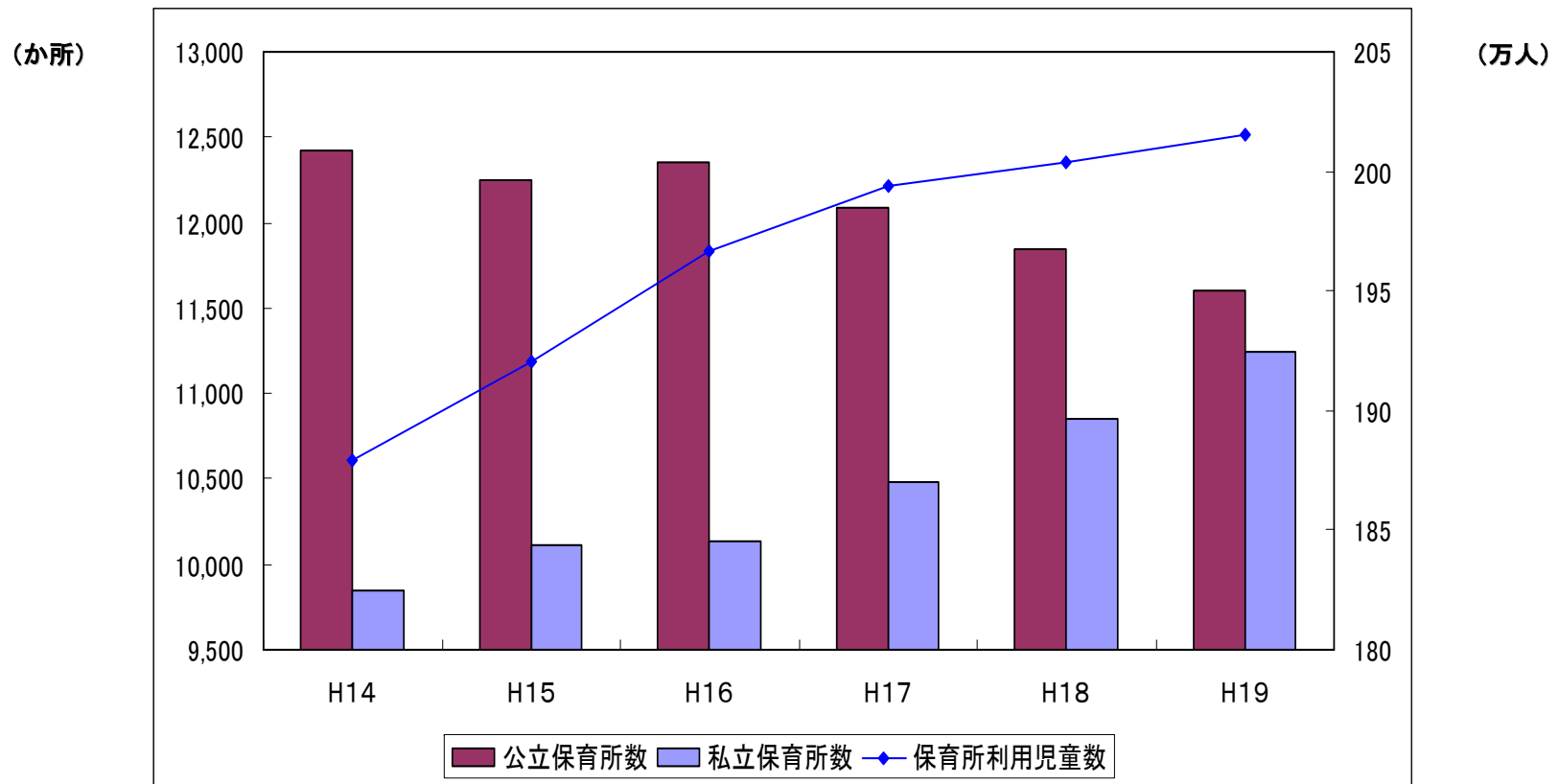
子育て支援関係事業の実施状況(現状と目標値)

| 事業名 | 2004年度末時点 | 現状 (2007年度交付決定ベース) | 2009年度目標値 (「子ども・子育て応援プラン」) |
|---------------------------------|---------------------------|---------------------------|-------------------------------|
| 通常保育事業(保育所定員数) | 205万人 (平成17年4月1日現在) | 211万人 (平成19年4月1日現在) | 215万人 |
| 延長保育事業 | 13,086か所 (うち民間分8664箇所) | 9540か所(民間分のみ) | 16,200か所 |
| 夜間保育事業 | 64か所 (平成17年4月1日現在) | 72か所 | 140か所 |
| 休日保育事業 | 607か所 | 875か所 | 2,200か所 |
| 特定保育事業 | 24か所 | 927か所 | 9,500か所 (一時預かり事業と合わせて) |
| 病児・病後時保育事業 | 496か所 | 735か所 | 1,500か所 |
| 放課後児童クラブ | 15,184か所 (平成17年5月1日現在) | 16,685か所 (平成19年5月1日現在) | 17,500か所 |
| 生後4ヶ月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) | — | 1063市町村 | 全市町村 (現在1795市町村) |
| 育児支援家庭訪問事業 | 96市町村 | 784市町村 | 全市町村 (現在1795市町村) |
| 一時保育(一時預かり)事業 | 5,651か所 | 7213か所 | 9,500か所 (一時預かり事業と合わせて) |
| トワイライトステイ事業 | 134か所 | 236か所 (平成18年度実績) | 560か所 |
| ショートステイ事業 | 364か所 | 511か所 (平成18年度実績) | 870か所 |
| 地域子育て拠点事業 | 2,936か所 | 4,409か所 | 6,000か所 |
| ファミリーサポートセンター | 344か所 | 540か所 | 710か所 |

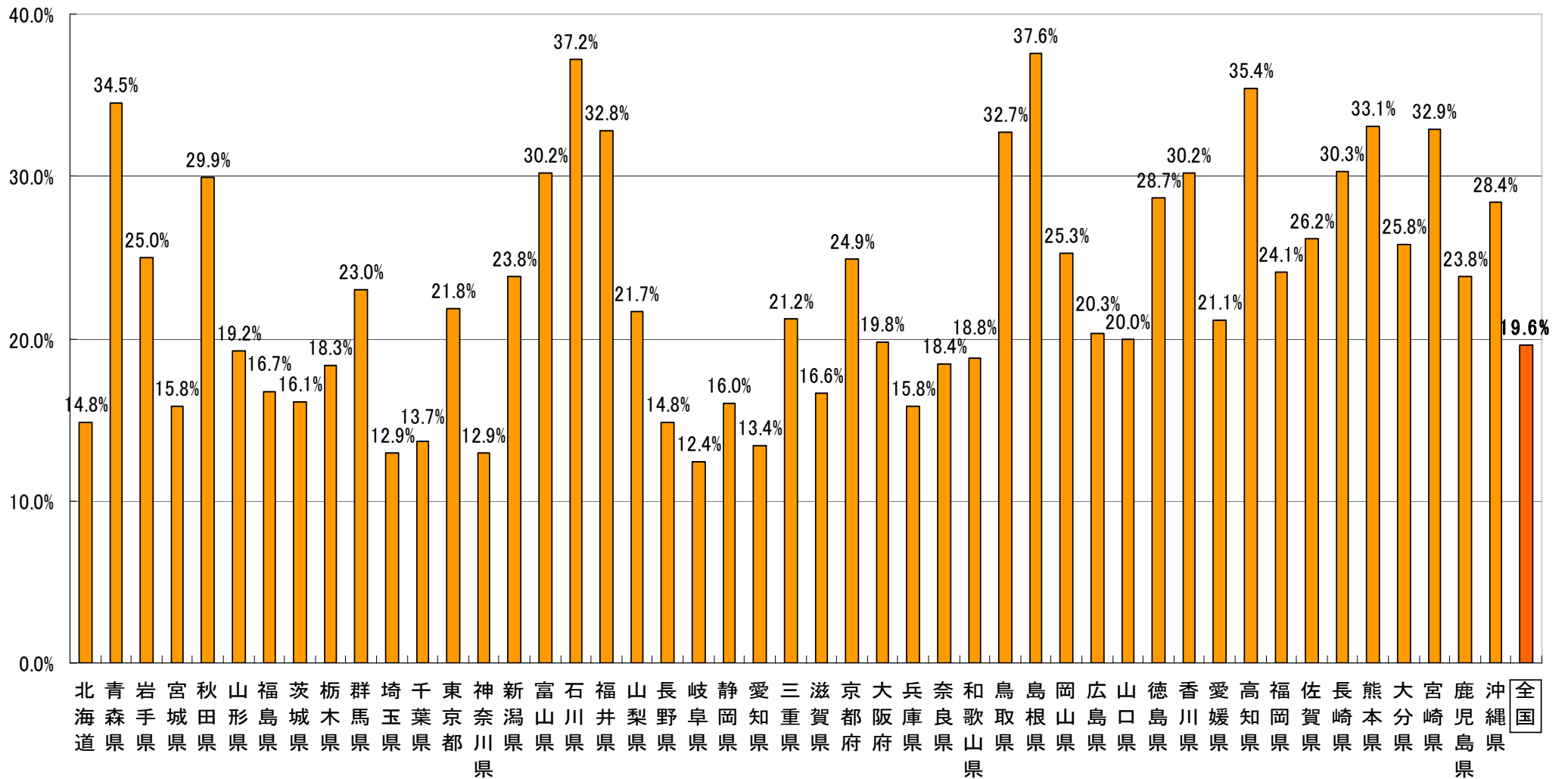
保育所の施設数(公私別)と利用児童数

認可保育所数(H19.4.1現在)

| | 合計 | 公立 | 私立 |
|-------|--------|--------|--------|
| 施設数 | 22,848 | 11,603 | 11,245 |
| 利用児童数 | 202万人 | 94万人 | 107万人 |



3歳未満児における保育サービス利用率【都道府県別(H18年度)】

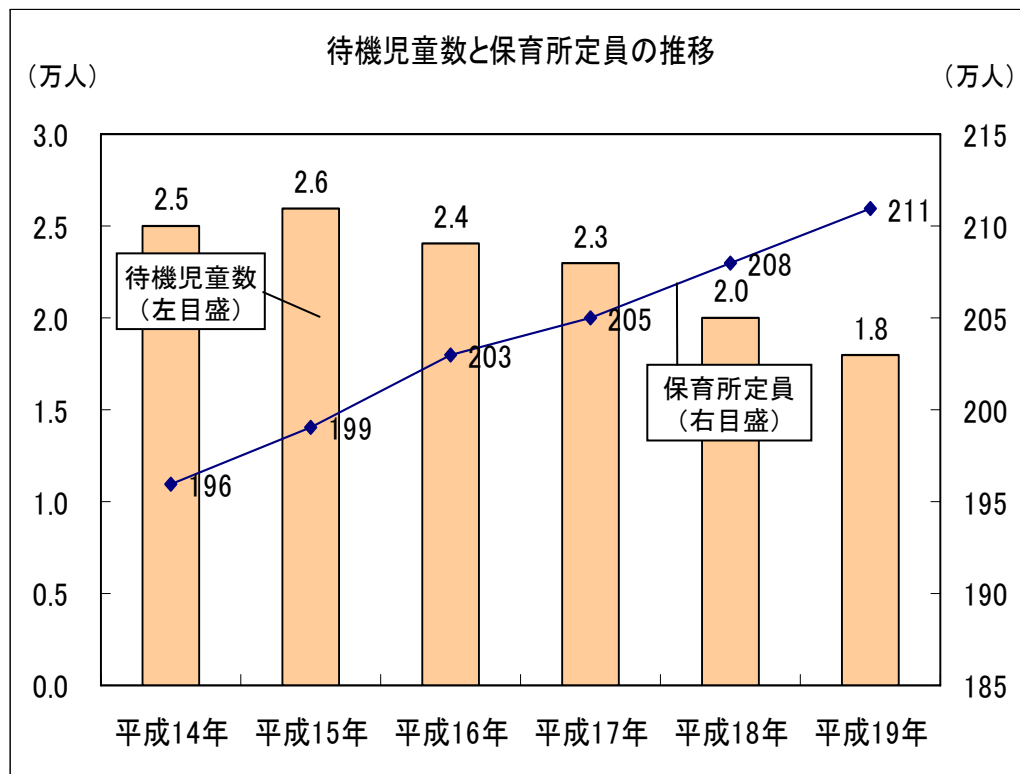


※ 【保育サービス利用率】=【保育所利用児童(3歳未満児)】÷【3歳未満人口】
 ※ 「保育所利用児童(3歳未満児)」: 福祉行政報告例【厚生労働省(平成18年4月1日現在)】
 「3歳未満人口」: 平成17年国勢調査【総務省統計局(平成17年10月1日現在)】

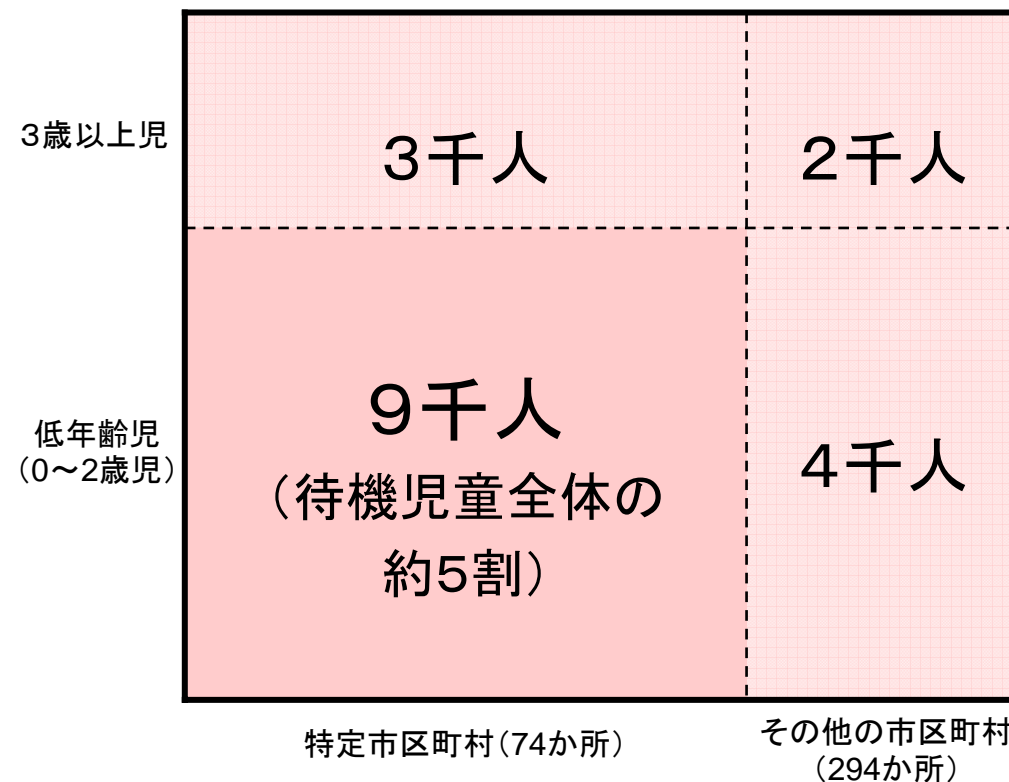
保育所待機児童の現状

- 平成19年4月1日現在の待機児童数は1万7,926人(4年連続で減少)
- 待機児童が多い地域の固定化
 - ・待機児童50人以上の特定市区町村(74市区町村)で待機児童総数の約70%を占める
- 低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約70%

【保育所待機児童数と保育所定員の推移】



【保育所入所待機児童 1万8千人の内訳】



※ 特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。
 ※ 低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。

待機児童解消に向けた市町村の取組の状況

- 待機児童解消に向けた市町村の取組及び待機児童解消の程度はまちまち
- 保育所整備により潜在需要が喚起されるため、定員増に対する待機児数の減少割合はそれほど大きくない。

待機児童の多い市町村における保育所定員と待機児童数の変化(平成14年→平成18年)

| 市町村 | 保育所の定員 | 保育所数 | 待機児童数 | 3歳未満児の保育所入所割合(%) |
|-----|---------------------------|-------------------|---------------------|------------------|
| A市 | 24,125 → 32,994 +8,869 | 258 → 368 +110 | 1,140 → 353 -787 | 8.0 → 12.4 |
| B市 | 15,845 → 17,776 +1,931 | 157 → 175 +18 | 1,076 → 560 -516 | 14.1 → 16.7 |
| C市 | 10,845 → 11,590 +745 | 112 → 117 +5 | 705 → 480 -225 | 10.6 → 12.5 |
| D市 | 5,224 → 7,294 +2,070 | 68 → 85 +17 | 260 → 350 +90 | 13.7 → 17.7 |

(資料)厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ(平成18年4月現在)(保育所入所割合の母数となる3歳未満児の人数は平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)、人口推計年報(平成13年10月1日現在)によった)

(参考)全国平均
16.3 → 19.6

認可保育所の入所基準(政令)

—「保育に欠ける」の判断基準—

○児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。

②～⑤ (略)

○児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)(抄)

第27条 法第24条第1項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。

市町村の入所選考基準の例(K市)

別表1 保育所入所選考基準

| 番号 | 保護者の状況 | 細目 | ランク | | | |
|---|--|---|--|----------|--|---|
| 1 | 居宅外労働 (自宅外自営を除く) ※ 常勤・非常勤等の呼称にかかわらず、その就労日数及び実働時間により区分する。 | 月20日以上、1日実働7時間以上就労 | A | | | |
| | | (1) 月20日以上、1日実働5時間以上7時間未満 (2) 月16日以上20日未満、1日実働7時間以上 | B | | | |
| | | (1) 月20日以上、1日実働4時間以上5時間未満 (2) 月16日以上20日未満、1日実働4時間以上7時間未満 | C | | | |
| | | 就労先確定 | D | | | |
| 2 | 自営 (自宅外自営、親族等が経営の自営を含む) ※ 経営規模・業種・労働時間・労働密度等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。 ※ 内職従事者については、協力者の細目を適用する。 | 中心者 | 月20日以上、1日実働7時間以上就労 | A | | |
| | | | (1) 月20日以上、1日実働5時間以上7時間未満 (2) 月16日以上20日未満、1日実働7時間以上 | B | | |
| | | | (1) 月20日以上、1日実働4時間以上5時間未満 (2) 月16日以上20日未満、1日実働4時間以上7時間未満 | C | | |
| | | | 就労先確定 | D | | |
| | | | 月20日以上、1日実働7時間以上 | B | | |
| | | 協力者 | (1) 月20日以上、1日実働5時間以上7時間未満 (2) 月16日以上20日未満、1日実働7時間以上 | C | | |
| | | | (1) 月20日以上、1日実働4時間以上5時間未満 (2) 月16日以上20日未満、1日実働4時間以上7時間未満 | D | | |
| | | | 就労先確定(求職活動より上位とする。) | E | | |
| | | | 3 | 妊娠・出産 | 出産予定日の約2か月前から出産後2か月程度の間で、分娩・休養のため保育にあたることできない。 切迫流産等は「疾病」と扱う。 | C |
| | | | 4 | 疾病・心身障害者 | (1) 常時臥床又は1か月以上の入院 (2) 重度の心身障害 ・身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)に該当 ・療育手帳の交付を受けている者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 | A |
| 療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合 | B | | | | | |
| 慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないうえ、自宅での療養を指示されている場合 | C | | | | | |
| 5 | 介護 | 病院等居宅外での介護 介護に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用する。 A~C 通院・通所に要する時間を含め介護に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用する。(ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く) A~C | | | | |
| 6 | 災害 | 災害の状況、復旧に要する時間等を基に居宅外労働の時間を準用する。 | A~C | | | |
| 7 | 市長による特例 | 通学 | 卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、通学時間を除き、保育に当たることのできない時間を基に、居宅外労働の基準を準用する。 | A~D | | |
| | | ひとり親世帯等 | 自立の促進が認められるひとり親世帯等については、就労先確定した場合は、その就労条件により項目番号1と2の労働基準を準用する。 | A~D | | |
| | | 求職活動 | 求職のため昼間外出することを常態としている。 | E | | |
| | | その他 | その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められるもの例)・児童を養育する能力が著しく欠如している ・深夜勤務のため昼間睡眠又は休養をとることを常態としている。 | A~E | | |

(備考)・ランクは、ABCDEの順に入所の順位が高いものとします。
・保護者の中でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。

別表2 同一ランク内での選考指数表

| 項目 | 説明 | 指数 |
|---|--|----------|
| 世帯状況 <small>※ただし、就労先確定により別表1にて優先されているひとり親世帯等については別表2の同一ランク内での選考指数表の対象外とする。また、重複適用はしないものとする(例 父子世帯と低所得世帯に該当した場合は指数の高い父子世帯の扱いとする。)</small> | (1) 両親不存在世帯 両親が存在(死亡、拘禁、生死不明)の状態で、今後も引き続き同様の状態が見込まれる場合 | 15 |
| | (2) 母子世帯 配偶者(事実婚を含む)のいない女子で、次のアからオに該当する場合 ア 配偶者との離婚又は死別 イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月程度 ウ 配偶者から6か月程度遺棄されている エ 婚姻によらないで母になった女子 オ 離婚を前提に6か月程度別居している女子 | |
| | (3) 父子世帯 母子世帯に準じる。 | 10 |
| | (4) 低所得世帯 概ね生活保護基準程度の収入で生活している場合 | 7 |
| 就労実績 注1 | 1年以上の就労実績がある場合 半年以上の就労実績がある場合 | 2 1 |
| 認可外保育施設等の利用状況 | 保護者の就労等により、他に児童を保育するものなく、おなかも保育室、家庭保育福祉員、認定保育園、地域保育園等に預けている場合 | 2 |
| 児童を養育する環境 | 危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育するものなくやむを得ず児童を職場へ連れて行く場合 | 1 |
| 同居の親族等の状況 注2 | 同居の親族その他の者が65歳未満の場合 | -3 |
| | 同居の親族その他の者が65歳以上の場合 近隣(半径1km以内)に親族が在住している場合 | -1 -1 |
| 産休明け、又は育休明け 注3 | 産休明け、育休明け予定者(4月1日入所については1~3月中の復帰者を含む。) | 2 |
| 今回の申込み以前に育児休業を取得し入所解除となった児童 | 保護者が育児休業を取得し入所解除となった児童について、育児休業終了後、当該保育所に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。 | 10 |
| 福祉事務所長が特に必要と認めた場合 | 上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認めた場合 | 15 |

注1 児童の父母につきそれぞれ加算します。

注2 同居の親族等については、健康状態や就労状況等により、マイナス指数を適用しない場合があります。

注3 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複しないものとします。

別表3 同ランク同一指数となった場合の調整項目表

| 項目 |
|---|
| 申込み時において保育料を滞納していない世帯 |
| 保護者の一方が長期不在(単身赴任、海外勤務、入院等)の世帯 ※確認できる書類等が必要です。 |
| 児童を認可外保育施設等に預けている期間の長い世帯 |
| 就労実績(日数・時間)と連動した収入実績がある世帯 |
| 所得の低い世帯 |
| 児童相談所等関係機関の意見に基づき、保育の実施が望ましいと認められる世帯 |

保育所利用の仕組み

保育所

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設

(児童福祉法第39条第1項)

対象及び手続き

対象:0歳から就学前の保育に欠ける児童

【利用者】

保育の実施

【認可保育所】 <認可は都道府県等が行う>

- 保育時間：原則8時間
- 児童福祉施設最低基準の遵守
- 通常保育以外に 延長保育、休日保育、夜間保育等を行う保育所もある。
- 「保育所保育指針」に基づき、児童の発達に応じた保育を提供

希望の保育所の申込
保育料の支払

【市町村】 <保育の実施責任あり>

- 「保育に欠ける」という要件の認定を行う。
- 希望が保育所の入所受入れ枠を上回る場合には、公平な方法で選考。

公立で実施又は民間委託
保育費用(運営費)の支払

保育サービスに係る費用徴収基準額(平成20年度版)

| | | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳～6歳 |
|------|--|--------------------------|---------|----|---------|-------|
| | | 15.1万円 | 8.9万円 | | 4.3万円 | 3.7万円 |
| 第1階層 | 生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む) | | 0円 | | 0円 | |
| 第2階層 | 第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯 | 市町村民税非課税世帯 | 9,000円 | | 6,000円 | |
| 第3階層 | | 市町村民税課税世帯 | 19,500円 | | 16,500円 | |
| 第4階層 | | 40,000円未満 | 30,000円 | | 27,000円 | |
| 第5階層 | | 40,000円以上 103,000円未満 | 44,500円 | | 41,500円 | |
| 第6階層 | 第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が次の区分に該当する世帯 | 103,000円以上 413,000円未満 | 61,000円 | | 58,000円 | |
| 第7階層 | | 413,000円以上 | 80,000円 | | 77,000円 | |

} 保育単価
(月額)

※ 保育単価は平成20年度の定員90人、その他地域区分。

※ 上記の費用徴収基準額より、各地域区分ごとの保育単価が下回る場合は、その保育単価を限度とする。

保育の質を支える仕組み

保育環境

児童福祉施設最低基準
(職員配置、施設設備等)

○保育士の配置基準

| 0歳児 | 1・2歳児 | 3歳児 | 4・5歳児 |
|-----|-------|------|-------|
| 1:3 | 1:6 | 1:20 | 1:30 |

○嘱託医、調理員の配置

○乳児室、保育室、屋外遊戯場、調理室の設置

職員

保育士資格
(指定保育士養成施設(2年以上)の卒業又は国家試験合格)

保育内容

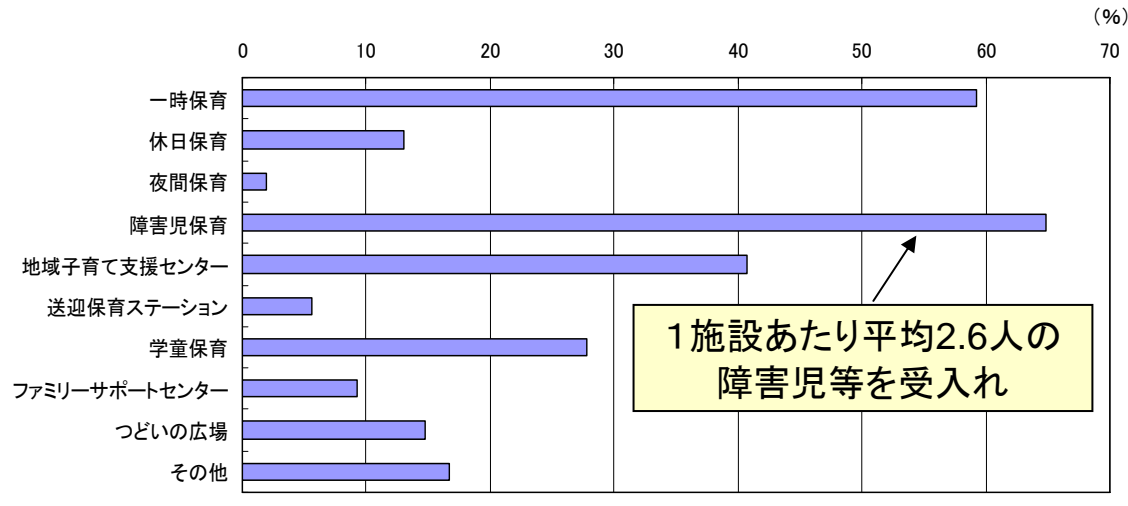
保育所保育指針(本年3月に告示化の予定)
(保育の目標、ねらい・内容、保育計画、健康・安全等)

監査、評価

都道府県による監査
第三者評価(保育内容・方法、保育所の運営管理等)

保育所の現状と保育の質について

保育所(法人)が実施している事業



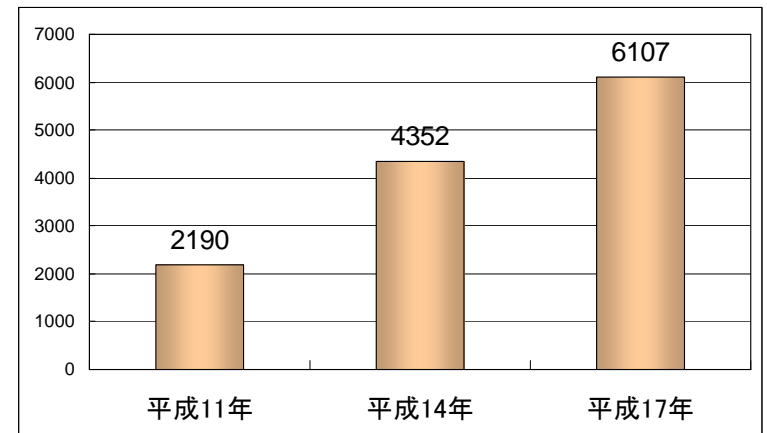
最近の保育所利用者の家庭状況の傾向 (主なもの)

- ・ひとり親家庭の増加
- ・育児能力の低下(育て方がわからない、子どもの言いなり、子育てが保育所まかせ)
- ・生活リズムの乱れ(親中心の生活、夜型の生活、朝食抜き)

保育士の資質向上に必要だと感じていること(主なもの)

- 人間性の向上、自己研鑽
- 専門職としての知識、技能の向上
- 第三者評価を活用した保育内容の理解
- 研修システムの確立
- 短時間勤務保育士等も含めた研修参加
- 保育士養成課程の充実

(参考)短時間勤務保育士を導入している保育所数
(資料:地域児童福祉事業等調査(厚生労働省))



(資料)全国保育士会委員意識調査結果(平成16年3月全国保育士会)

保育所保育士の養成、研修等の現状

保育士養成

- 指定保育士養成施設(544か所)
(大学、短大、専修学校等での所定の
課程(2年以上)の履修)
又は
- 保育士試験(都道府県が実施)に合格
資格取得者 約49,000人(年間)

職員の資質向上

- 職員:知識技能の修得、維持向上の努力義務
- 施設:研修の機会の確保義務
保育所内での研修のほか、保育団体、地方公共
団体主催の研修会に参加

保育所勤務の保育士数(常勤換算)

313,799人(うち非常勤30,703人)

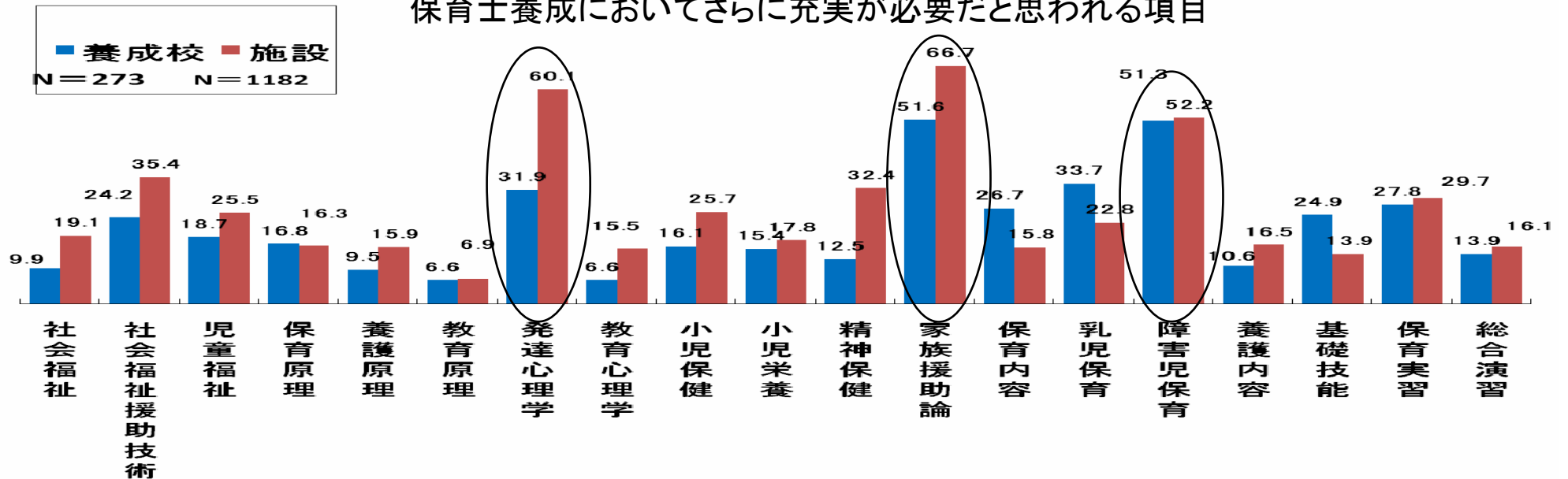
社会福祉施設等調査(H18年)

保育士養成課程(概要)

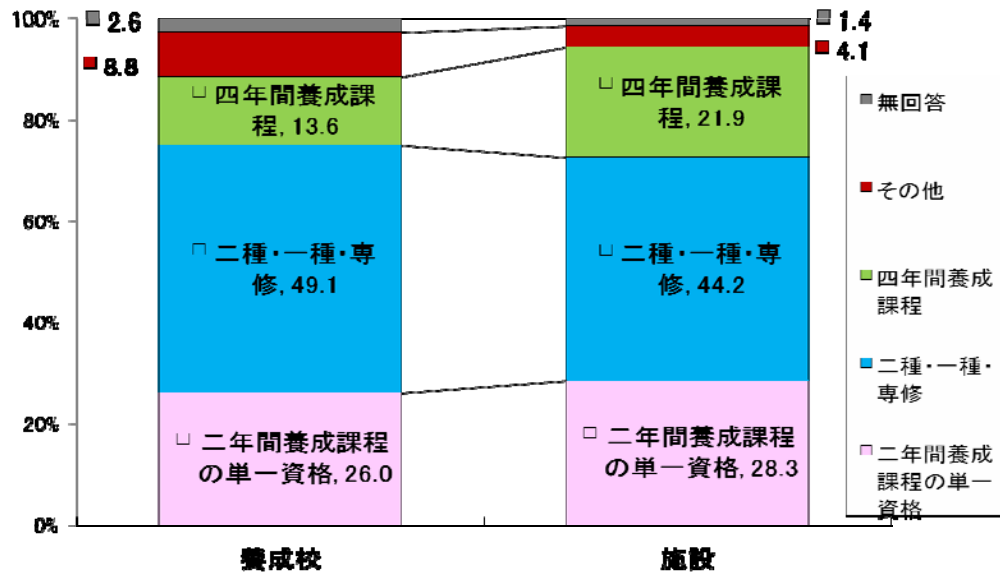
- 保育の本質・目的 (社会福祉、社会福祉援助技術、児童福祉、保育原理、養護原理、教育原理)
 - 保育の対象 (発達心理学、教育心理学、小児保健、小児栄養、精神保健、家族援助論)
 - 保育の内容・方法 (保育内容、乳児保育、障害児保育、養護内容)
 - 基礎技能 ○保育実習 ○総合演習
- 計68単位以上

保育士養成について

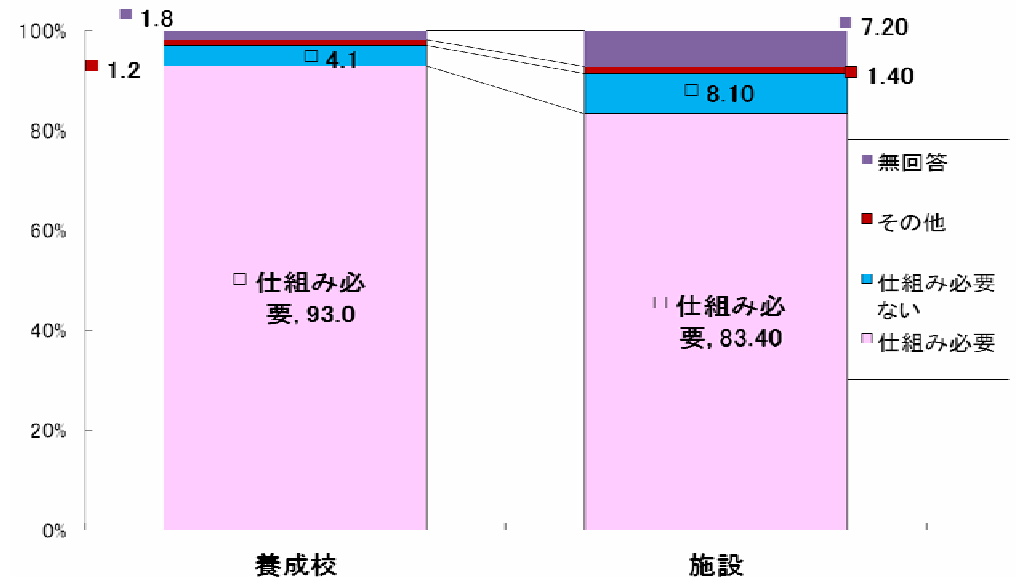
保育士養成においてさらに充実が必要だと思われる項目



望ましい保育士養成年限について



四年間養成課程資格へのステップアップについて



各職種の給与額、年齢、勤続年数

| 区 分 | きまって支給する現金給与額 | 年 齢 | 勤続年数 |
|---------|---------------|--------|--------|
| 保育士 | 21.8 万円 | 32.8 歳 | 7.6 年 |
| ホームヘルパー | 20.2 万円 | 43.6 歳 | 4.4 年 |
| 看護師 | 31.8 万円 | 36.2 歳 | 7.1 年 |
| 幼稚園教諭 | 21.9 万円 | 30.6 歳 | 6.7 年 |
| 全産業平均 | 33.1 万円 | 41.0 歳 | 12.0 年 |

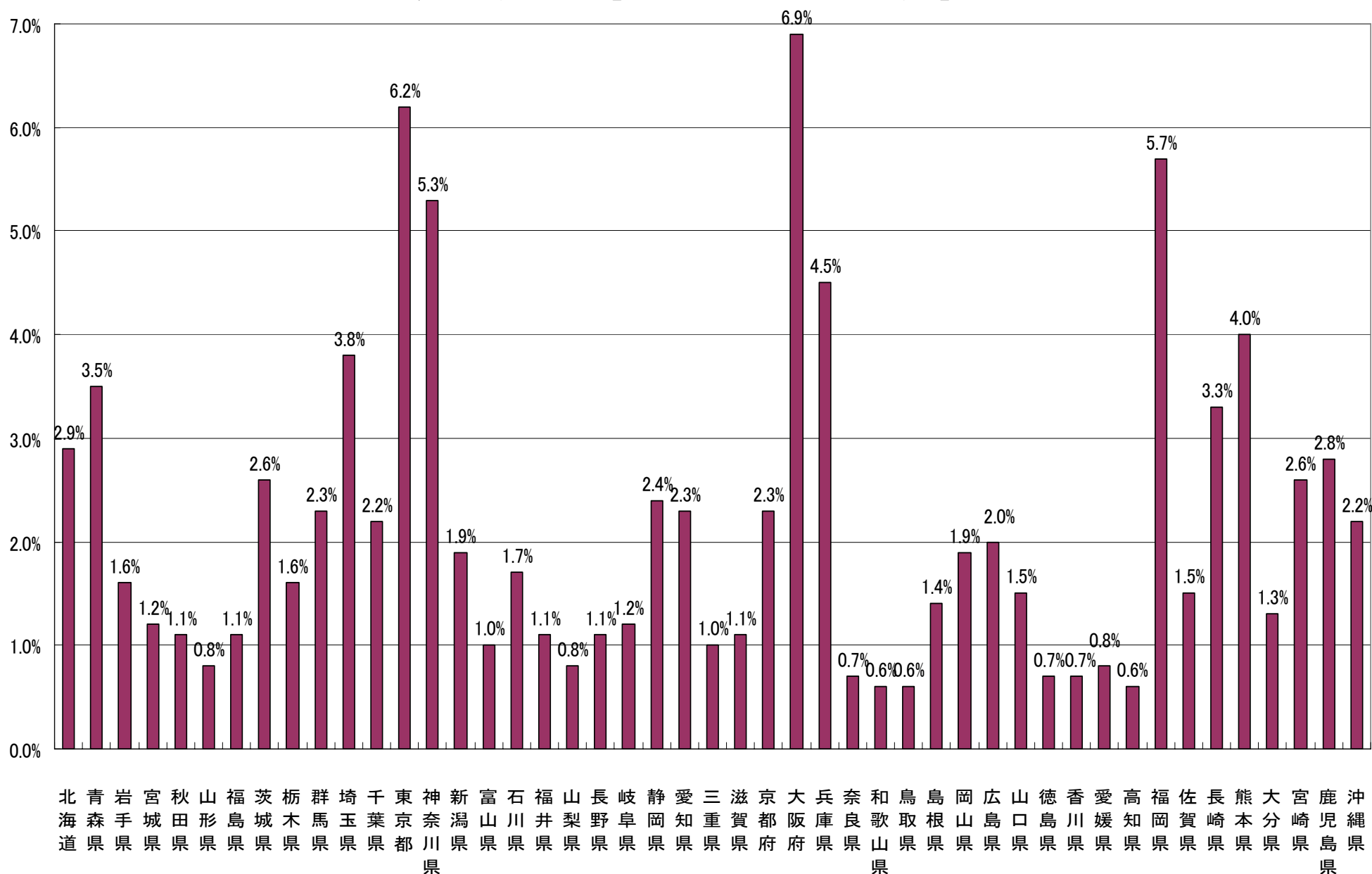
出典：平成18年賃金構造基本統計調査

※職種別の調査であり、保育士については保育所に勤務している者だけではない

※きまって支給する現金給与額は、6月分として支給された現金給与額で、所得税、社会保険料などを控除する前の額

実施割合(%)

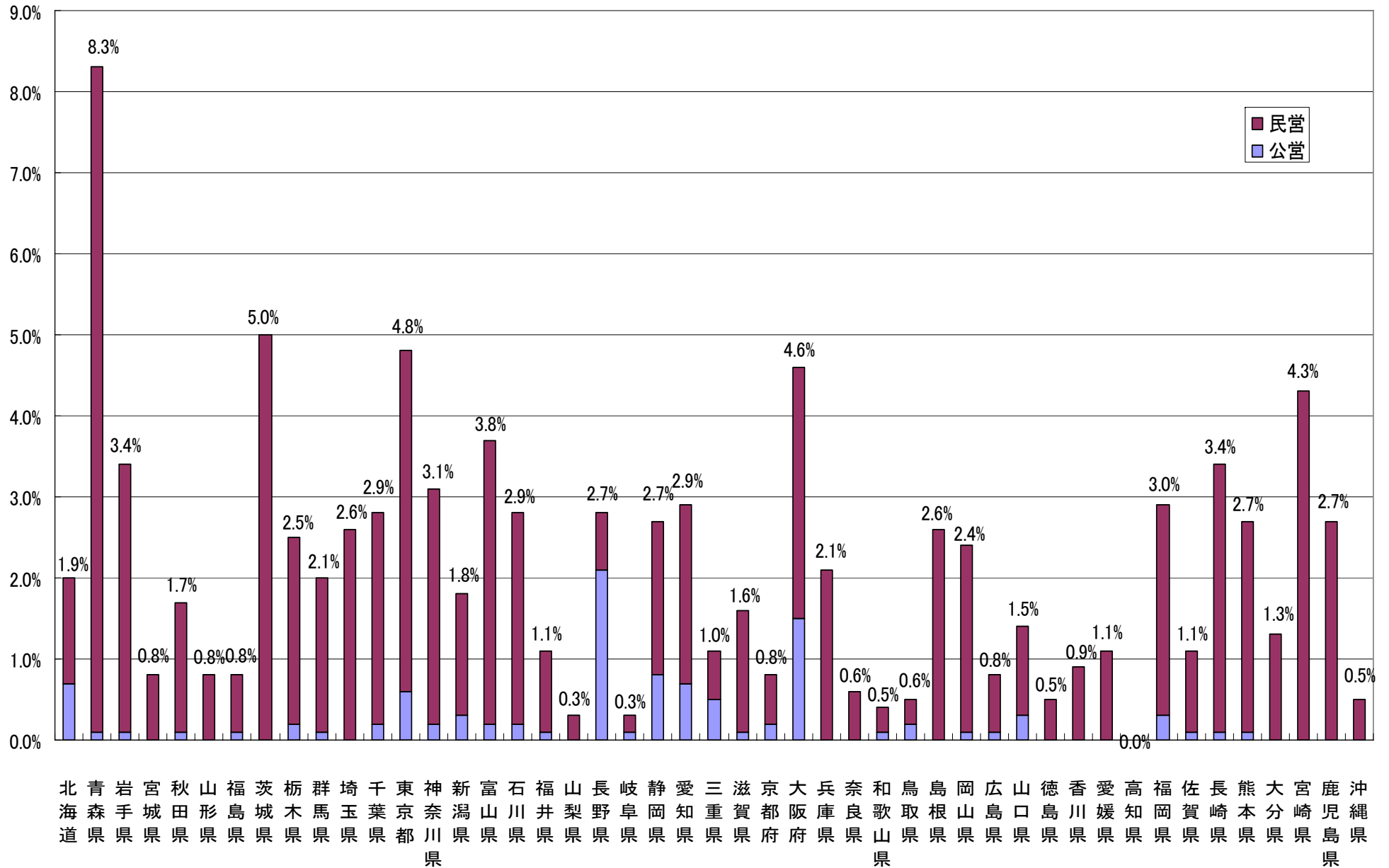
延長保育実施状況【都道府県別(平成19年度)】



* 1 実施割合は、延長保育実施保育所数(総数)に占める各都道府県の延長保育実施保育所数の割合である。(平成19年度交付決定ベース・公立保育所は含まない。)
 * 2 都道府県の実施割合は、その区域内の政令指定都市、中核市に係る実施割合を含んだものである。

実施割合(%)

休日保育実施状況【都道府県別(平成19年度)】

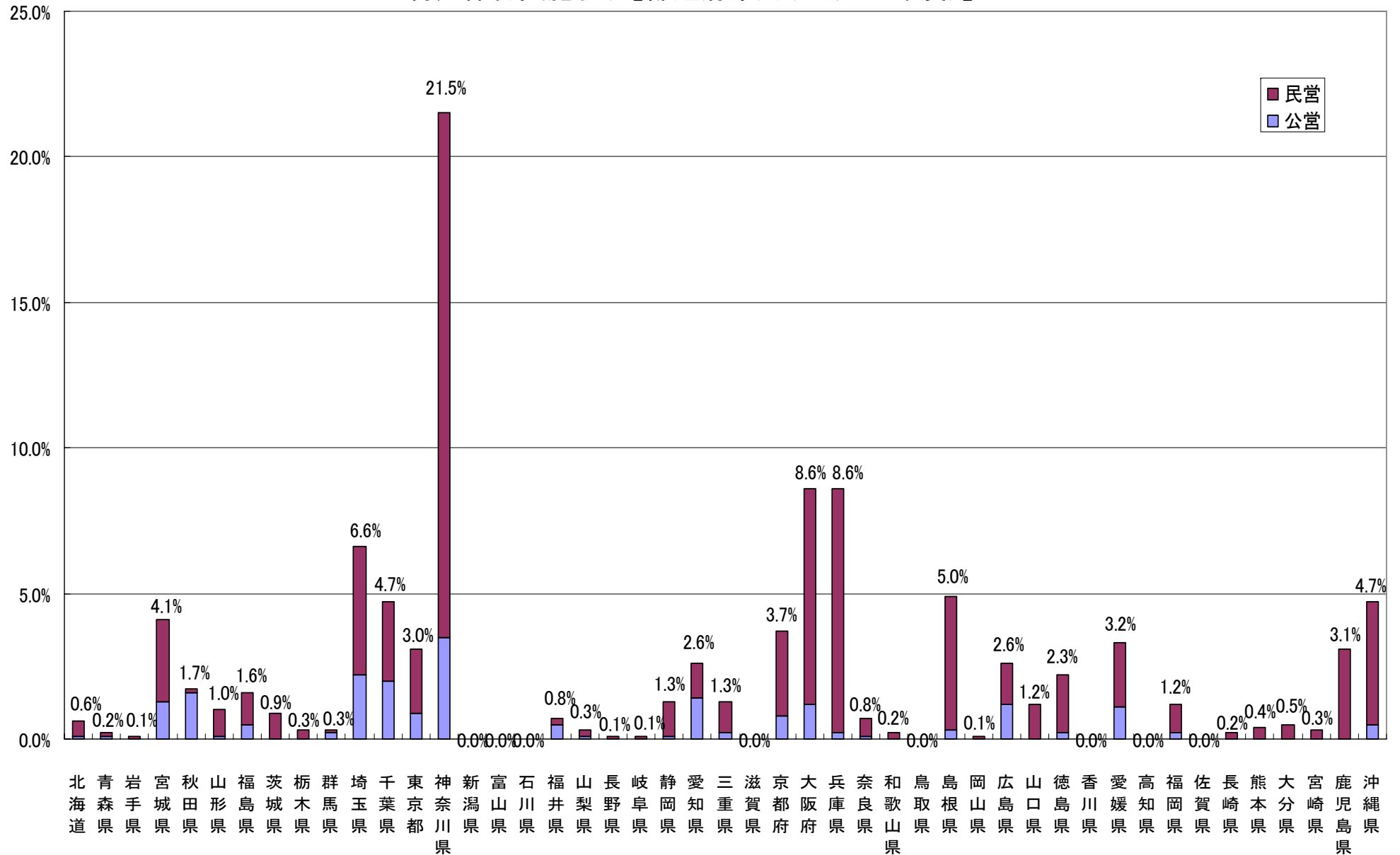


*1 実施割合は、休日保育実施保育所数(総数)に占める各都道府県の休日保育実施保育所数の割合である。(平成19年度交付決定ベース)

*2 都道府県の実施割合は、その区域内の政令指定都市、中核市に係る実施割合を含んだものである。

実施割合(%)

特定保育実施状況【都道府県別(平成19年度)】

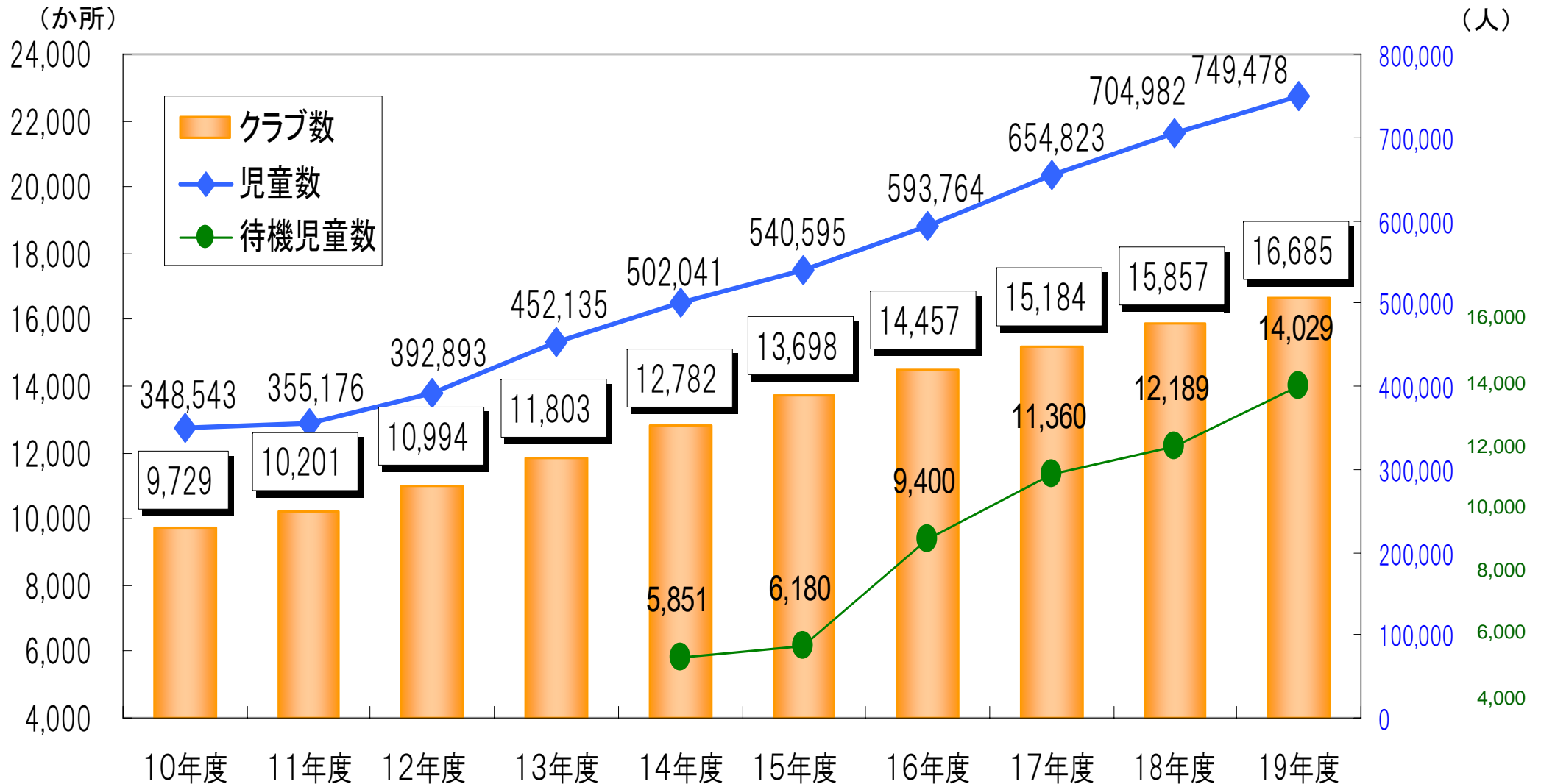


* 1 実施割合は、特定保育実施保育所数(総数)に占める各都道府県の特定保育実施保育所数の割合である。(平成19年度交付決定ベース)

* 2 都道府県の実施割合は、その区域内の政令指定都市、中核市に係る実施割合を含んだものである。

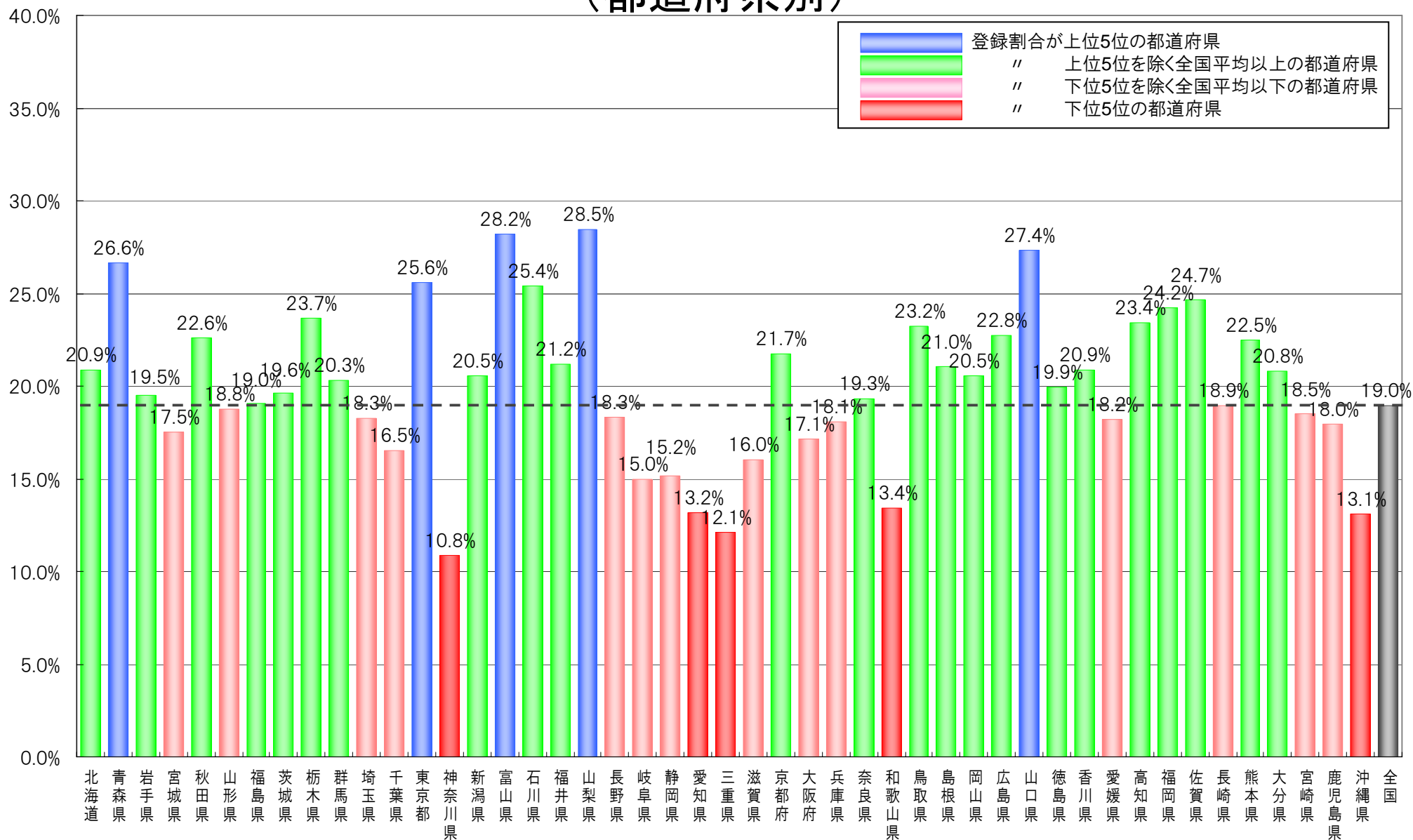
放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

○ 平成19年では、クラブ数は16,685か所、登録児童数は74万9,478人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約7,000か所、児童数は約40万人の増となっている。また、クラブを利用できなかった児童数（待機児童数）は1万4,029人、平成14年の約2.4倍となっており、年々増加傾向にある。



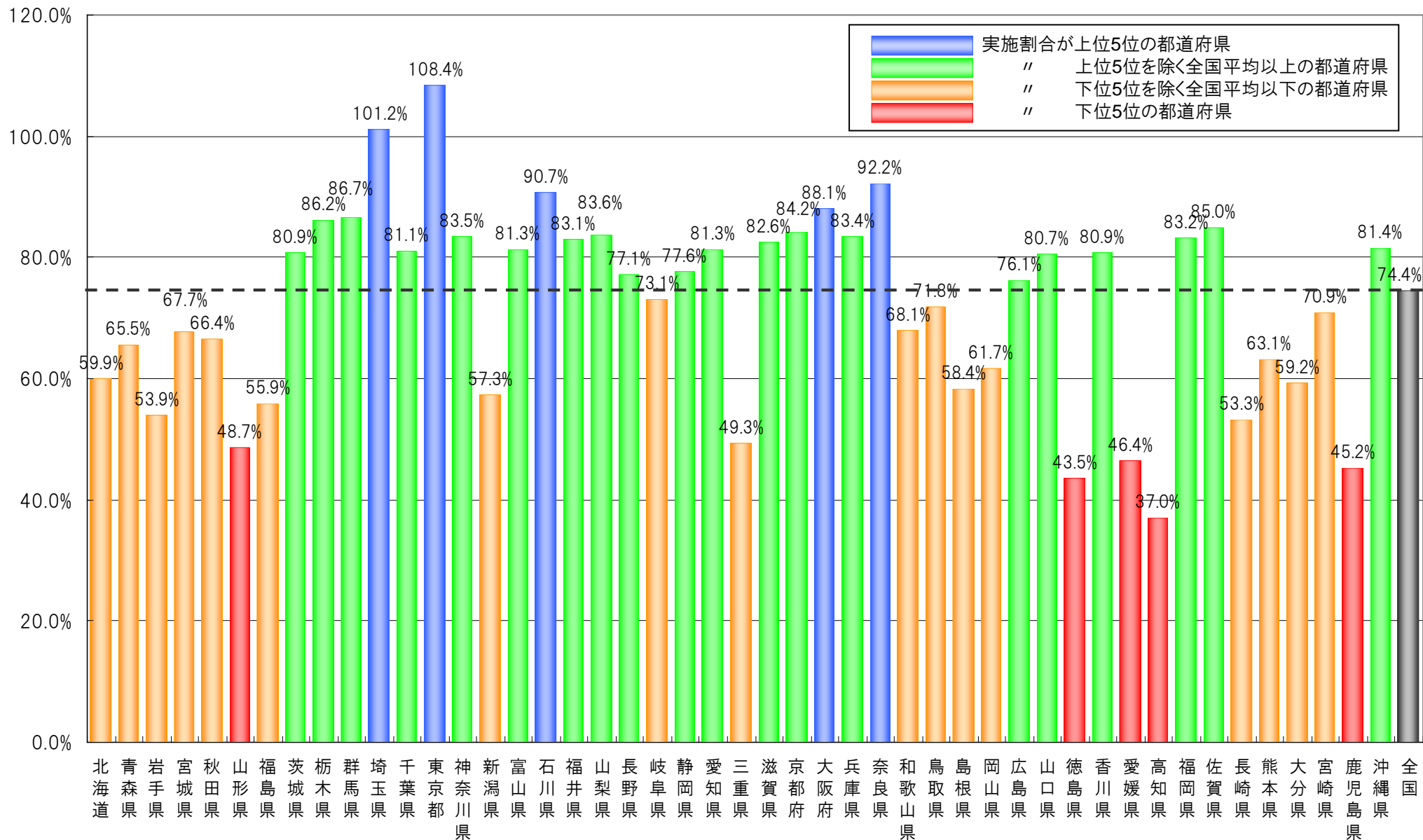
※各年5月1日現在(育成環境課調)

小学校1～3年生の児童数に占める放課後児童クラブ登録児童数の割合 (都道府県別)



(注) 1. 児童数については、平成19年5月1日現在の人数(文部科学省「学校基本調査」)。
 2. 放課後児童クラブ登録児童数については、平成19年5月1日現在の人数(厚生労働省育成環境課調)。
 3. 割合については、児童数(小学校1～3年生)に対する登録児童数(小学校1～3年生)の割合。

小学校区における放課後児童クラブ実施率(都道府県別)

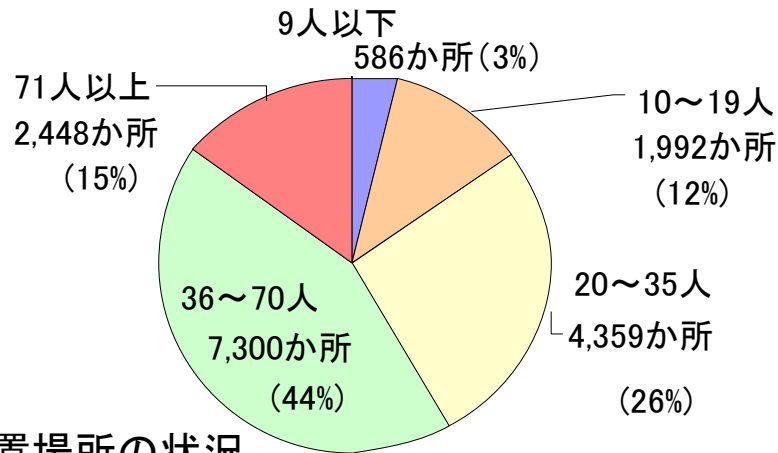


(注)1. 小学校数については、平成19年5月1日現在の公立小学校数[分校、ゼロ学級の学校を含む](文部科学省「学校基本調査」)。
 2. 放課後児童クラブ実施か所数については、平成19年5月1日現在調査のか所数(厚生労働省育成環境課調)。
 3. 一つの小学校区で放課後児童クラブを複数か所実施することにより、数値が100%を超える場合がある。

放課後児童クラブの現状

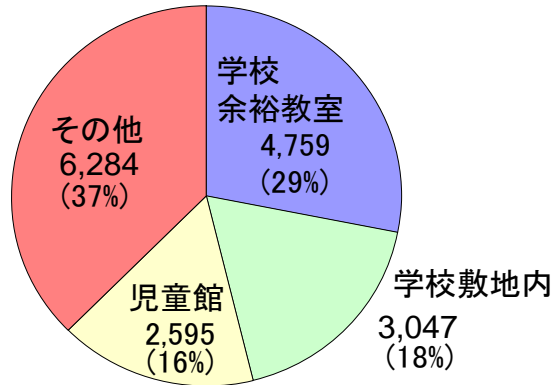
○規模別実施状況

登録児童数の人数規模別で見ると、36人～70人までのクラブが全体の約44%を占める。



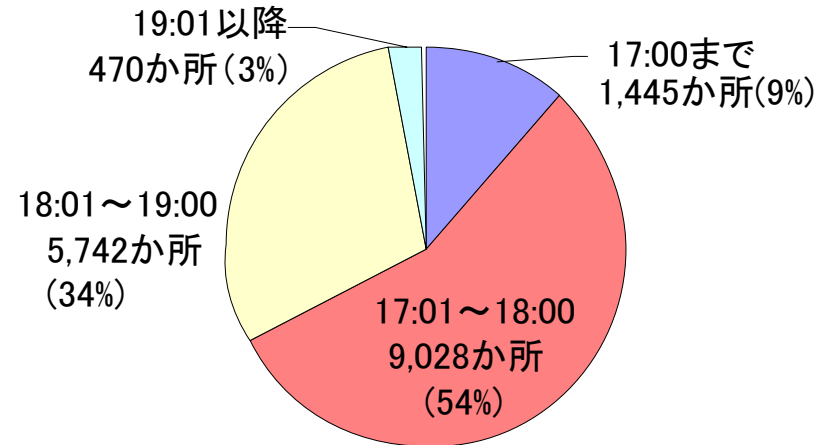
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約18%、児童館が約16%であり、これらで全体の約6割を占める。



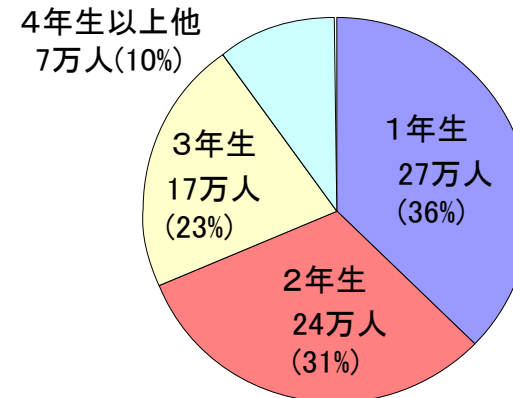
○終了時刻の状況

18時までが全体の約63%、19時までが約34%を占める。



○登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約9割を占める。



放課後児童クラブガイドラインについて

趣旨・目的

- 子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、放課後児童クラブ数が年々増加していることから、クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図ることを目的として、補助金の交付・不交付を問わず、クラブとして望ましい運営内容を目指すためのガイドラインを国において初めて策定。
- 本ガイドラインを参考に、各クラブにおいて定期的に自己点検を行うなどにより資質の向上を図る。

ガイドラインの概要

「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

1. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童。
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

2. 規模

- ・ 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
- ・ 1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

3. 開所日・開所時間

- ・ 子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮。
- ・ 土曜日、長期休業期間等は、保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開所。
- ・ 新1年生については、保育所との連続を考慮し4月1日より受け入れること。

4. 施設・設備

- ・ 専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- ・ 子どもが生活するスペースについては児童1人当たり1.65㎡以上が望ましい。なお、体調が悪い時等に休息できる静養スペースを確保すること。
- ・ 施設・設備は衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

5. 職員体制

- ・ 放課後児童指導員を配置すること。
- ・ 放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

6. 放課後児童指導員の役割

- ・ 子どもの人権の尊重、個人差への配慮、体罰等の禁止、プライバシー保護等に留意のうえ、次の活動を行うこと。
 - ① 子どもの健康管理、出席確認等の安全確保、情緒の安定を図る。
 - ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
 - ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
 - ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
 - ⑤ 活動内容について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
 - ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応。
 - ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

○その他

7. 保護者への支援・連携

- ・ 保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援。

8. 学校との連携

- ・ 学校、放課後子ども教室との連携を図る。

9. 関係機関・地域との連携

10. 安全対策

11. 特に配慮を必要とする児童への対応

12. 事業内容等の向上について

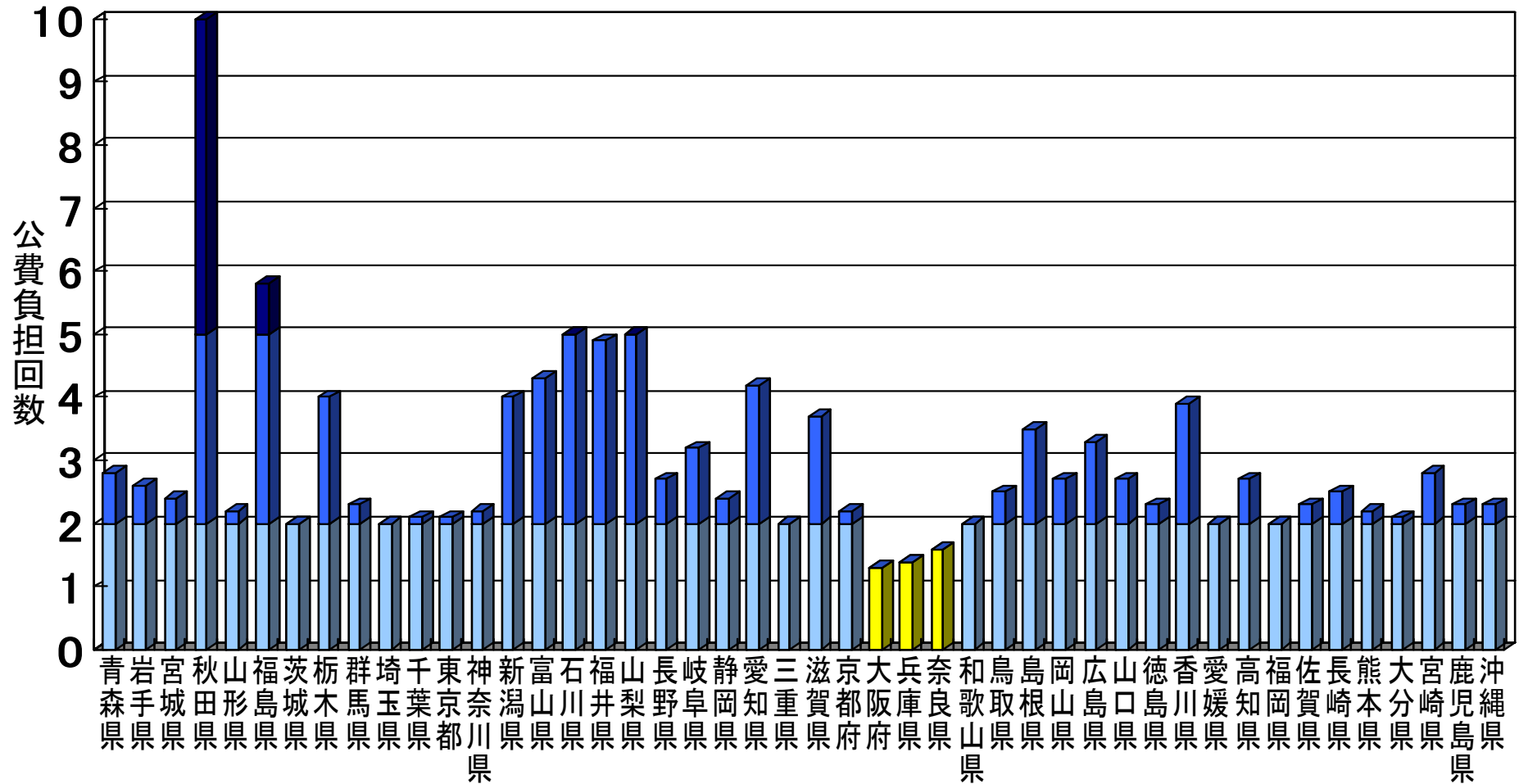
- ・ クラブは、事業内容について定期的に自己点検、自ら事業内容向上に努める。

13. 利用者への情報提供等

14. 要望・苦情への対応

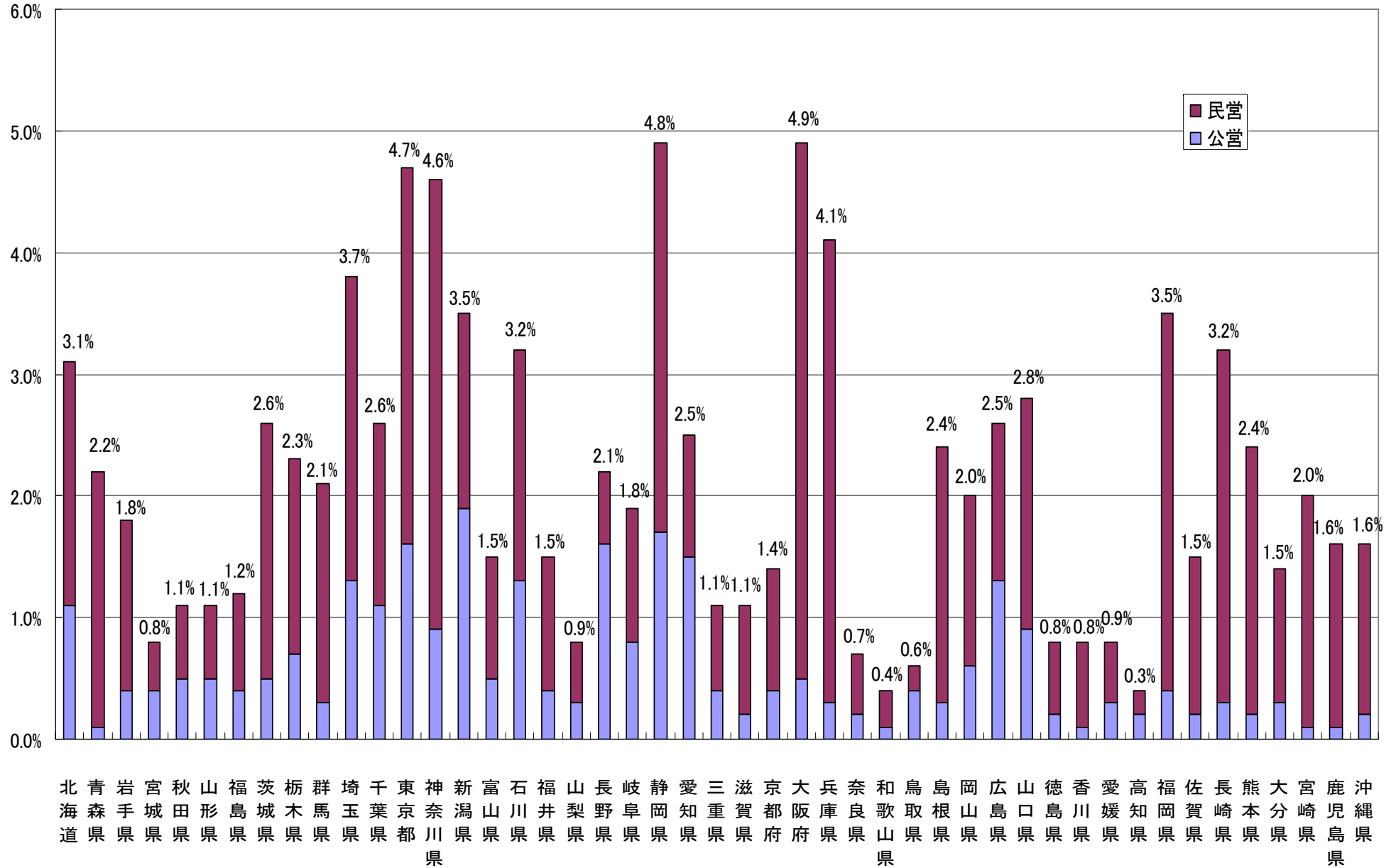
妊婦健診の公費助成の都道府県別実施状況

(平成19年8月現在)



実施割合(%)

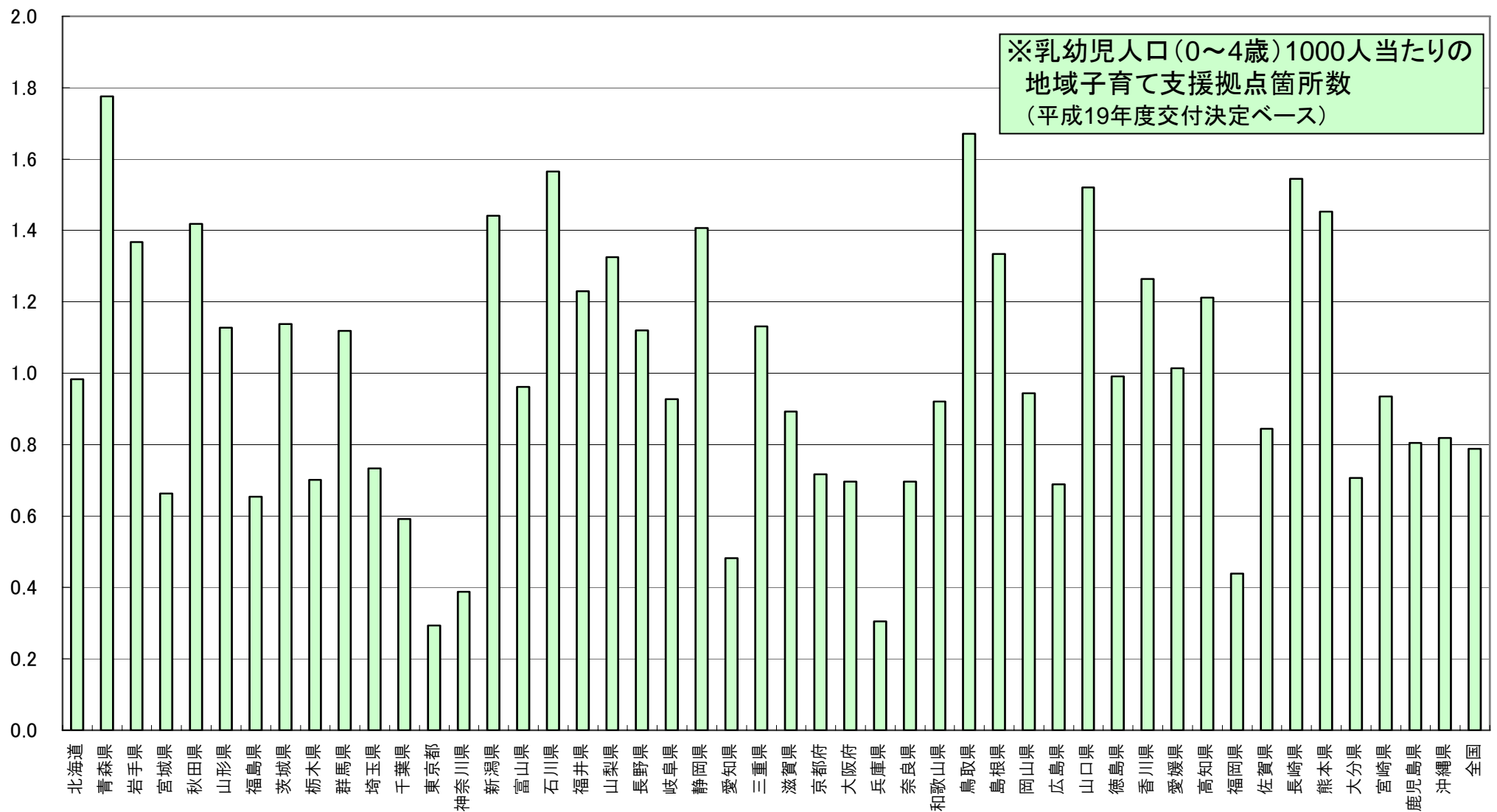
一時保育実施状況【都道府県別(平成19年度)】



*1 実施割合は、一時保育実施保育所数(総数)に占める各都道府県の一時保育実施保育所数の割合である。(平成19年度交付決定ベース)

*2 都道府県の実施割合は、その区域内の政令指定都市、中核市に係る実施割合を含んだものである。

地域子育て支援拠点事業の都道府県別実施状況



※各都道府県の乳幼児人口(0~4歳)については平成17年国政調査による。
 ※地域子育て支援拠点箇所数については、平成19年度交付決定ベース。

地域子育て支援拠点事業の運営事例

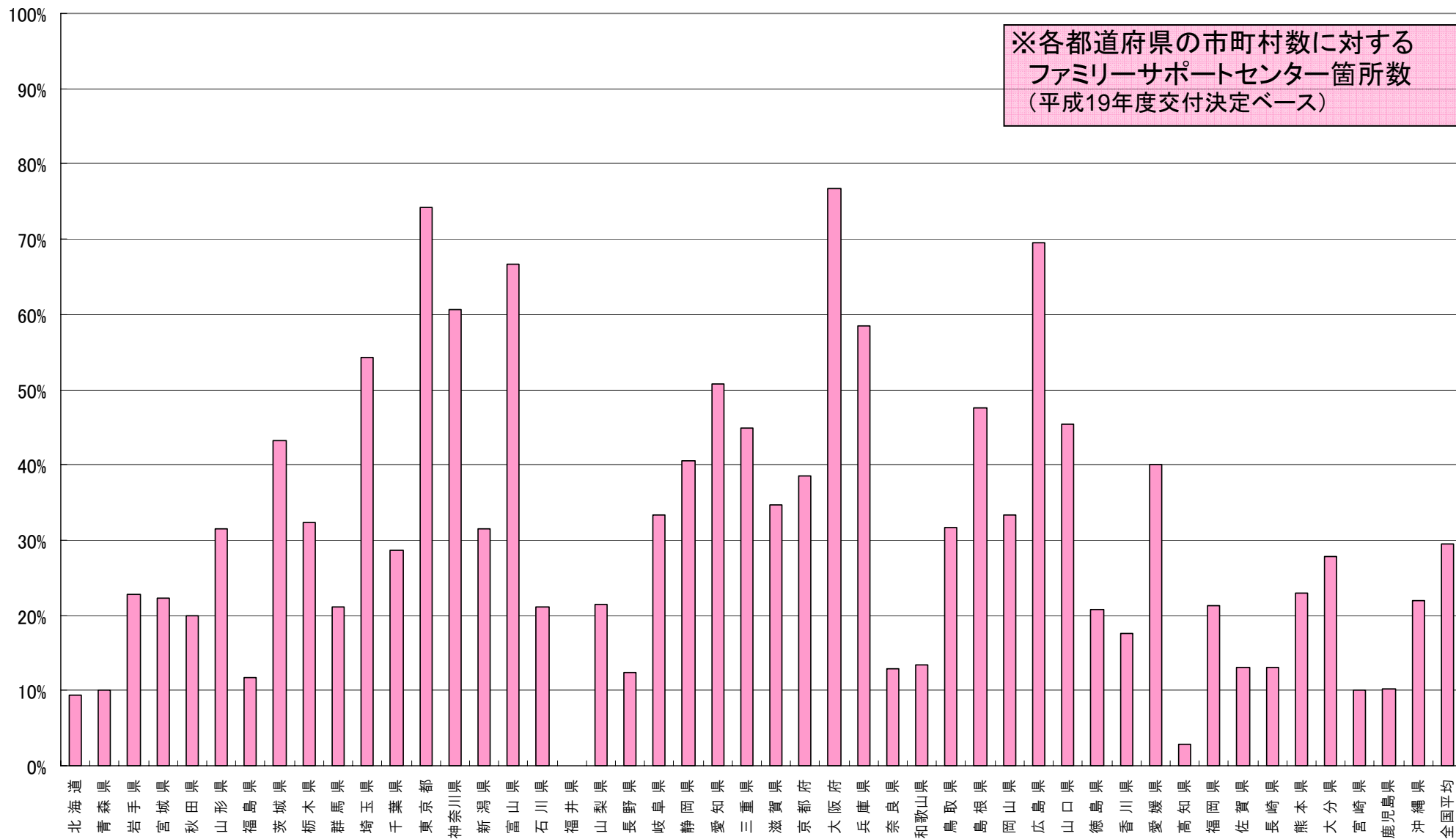
| 項目 | 事例 1 〈一時預かり事業も実施〉 | 事例 2 〈一時預かり事業も実施〉 |
|--------------|---|---|
| 実施場所 | 空き店舗を活用（大都市） | 複合（空き）ビルの一室を活用（地方都市） |
| 運営形態 | 運営主体 | NPO法人 |
| | 委託等の別 | 委託 |
| | 開所日数・時間 | 週5日・1日当たり6時間 |
| スタッフの状況 | 常勤 | 0名 |
| | 非常勤 | 17名 |
| | 無償ボランティア等 | 10名 |
| | 一日に平均的に配置されているスタッフ数 | 2名 |
| 一日の平均利用組数 | 8組 | 40組 |
| 運営費（18年度） | 約430万円 | 約1,800万円 |
| 内訳 | 人件費 | 73% (1人平均18万円/年;交通費含む) |
| | 賃貸料 | 15% (大家の配慮により本来の半額) |
| | 事務費等 | 12% |
| 収入（18年度） | 約430万円 | 約1,800万円 |
| 内訳 | 市町村からの委託費等 | 42%（180万円） |
| | 登録料・利用料 | 35%（150万円） (150万円のうち一時預かり分は4%) |
| | 寄付金 | 19%（80万円） (NPO法人代表者の個人寄付によるもの) |
| | 他事業収入からの充当 | 4%（20万円） |
| (参考：国庫補助基準額) | 約436万円 | 約516万円 |
| 運営にあたっての課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●十分な人件費も払えない状況で、人材が不足している ●20年4月から家賃が満額となり、さらに運営費を圧迫 ●財政基盤が弱く代表者の負担が多い ●一時預かり事業は緊急時の対応のみ | <ul style="list-style-type: none"> ●スタッフには実働時間のみ支給、ミーティング・研修部分には支給していない ●ひろば事業は市が後押ししている事業だが、補助金が少なくなれば運営に支障を来す |

| 項目 | 事例 3 〈学童保育事業も実施〉 | 事例 4 〈単独のひろば〉 |
|--------------|--|---|
| 実施場所 | 空き店舗を活用（大都市） | 民間寮の遊休会議室を活用（地方都市） |
| 運営形態 | 運営主体 | NPO法人 |
| | 委託等の別 | 委託 |
| | 開所日数・時間 | 週4日・1日当たり6時間 |
| スタッフの状況 | 常勤 | 4名 |
| | 非常勤 | 13名 |
| | 無償ボランティア等 | 0名 |
| | 一日に平均的に配置されているスタッフ数 | 3名 |
| 一日の平均利用組数 | 4.5組 | 20組 |
| 運営費（18年度） | 約530万円 | 約510万円 |
| 内訳 | 人件費 | 37% (事務局スタッフ(1名)は月5万円程度、他スタッフは時間給;最高で500円) |
| | 賃貸料 | 50% |
| | 事務費等 | 13% |
| 収入（18年度） | 約530万円 | 約510万円 |
| 内訳 | 市町村からの委託費等 | 68%（360万円） |
| | 登録料・利用料 | 9%（50万円） |
| | 寄付金 | 18%（95万円） (寄付品をリサイクル販売し運営費に充当) |
| | 他事業収入からの充当 | 5%（25万円） (主に学童保育の利用料) |
| (参考：国庫補助基準額) | 約356万円 | 約436万円 |
| 運営にあたっての課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●安定した人材確保のためには、「最低賃金」は絶対条件 ●委託費が低すぎるため、事業拡大し収入を上げていく力が必要 ●認知度が低く、周囲の支援につながりにくかったり、利用促進の妨げになっている ●学童は親の要望により実施 | <ul style="list-style-type: none"> ●家賃が低廉なため、その分人件費に回している ●地方のひろばのため、研修を受けるにも費用がかさむ ●行政の運営する施設にも出向くがそのスタッフとの兼ね合いが難しい |

地域子育て支援拠点実施主体による一時預かり事業の運営事例

| 項目 | | 事例 1 | 事例 2 |
|------------|---------------------|--|---|
| 実施場所 | | 複合（空き）ビルの一室を活用（地方都市） | 民間の施設を賃貸（地方都市） |
| 運営形態 | 運営主体 | NPO法人 | NPO法人 |
| | 委託等の別 | 補助 | 利用者への補助 |
| | 開所日数・時間 | 週6日・1日当たり7時間 | 週5日・1日当たり9時間 |
| スタッフの状況 | 常勤 | 2名 | 0名 |
| | 非常勤 | 20名 | 6名 |
| | 無償ボランティア等 | 0名 | 0名 |
| | 一日に平均的に配置されているスタッフ数 | 6名 | 5名 |
| 一日の平均利用組数 | | 10.7組 | 20組 |
| 運営費（18年度） | | 約1,360万円 | 約1,040万円 |
| 内訳 | 人件費 | 69%（約940万円） （常勤の平均は月約13万円／ 非常勤の平均は月約3万円；交通費なし） | 77%（約800万円） （1人当たり平均月11万円程度） |
| | 賃貸料 | なし （賃貸料（光熱水費含む）は 市が賃貸先に直接補助） | 16%（約170万円） |
| | 事務費等 | 31%（約420万円） | 7%（約70万円） （光熱水費、研修費、施設整備費など） |
| 収入（18年度） | | 約1,360万円 | 約1,040万円 |
| 内訳 | 市町村からの委託費等 | 76%（約1,040万円） | なし |
| | 利用料 | 24%（320万円） （1人1時間あたり600円；登録料なし） | 98%（約1,020万円） （1人1時間当たり700円※；登録料なし） |
| | 寄付金 | なし | なし |
| | 他事業収入からの充当 | なし | 2%（約20万円） （未就園児の年極保育事業） |
| （参考：国庫補助） | | なし | なし |
| 運営にあたっての課題 | | <ul style="list-style-type: none"> ●日によって利用者が違うので集団保育に専門性が求められるが、昇級させることが出来ないため、人材確保に不安がある ●保育の質を保つ研修等の時間については、人件費が伴わない活動になっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ●毎日、利用人数・時間が違うためスタッフのコーディネーターが必要。現在、施設長が担っている。 ※利用料については、700円のうち350円が市及び県から補助される（市及び近郊の町に住み票がある子どものみ）。補助額は利用料の約7割となっている。 |

ファミリー・サポート・センター事業の都道府県別実施状況



※各都道府県の市町村数(特別区含む)に対するファミリー・サポート・センター箇所数をグラフ化したもの。